

平成 22 事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表(案)

平成 23 年 8 月 9 日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

平成22事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目		評 価	
		評価 (AA～D)	理 由
業務 の 効 率 化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 業務経費の削減	A	<p>業務経費の削減について、以下のとおり、業務運営の効率化を進め、節減に努めていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 業務経費について、22年度は21年度と比較して10%の削減となっている。その主な要因は、広報経費及び人件費の削減が挙げられる。なお、中期計画の基準年である19年度決算額と比較しても、42.9%を削減しており、中期目標の△25%を十分に達成している。</p> <p>(2) 人件費について、22年度は21年度と比較して15.7%の削減となっている。その主な要因は、21年度から延15人月減となったこと、理事長、理事の6月の特別手当が減少したことなどが挙げられる。なお、中期目標の基準年である17年度決算額と比較しても28.9%を削減しており、中期目標の△4.5%を十分に達成している。</p> <p>(3) ラスパイレス指数については、109.0で昨年より1.8の改善となっている。100.0を超えているのは、基金は東京都新宿区に所在しているためであり、東京都特別区に在勤する者と比較した年齢別、地域別勘案では94.9、年齢別、地域別、学歴別勘案では95.8となっていることから、概ね国家公務員と同水準である。</p> <p>「必要性」 業務経費全体について、その運営の効率化を図るに当たり、常に経費削減を意識して業務運営を実施することは法人として当然の責務であり必要な施策である。</p> <p>「効率性」 業務経費、人件費の削減及び給与水準等の見直し等、多角的な見直しを意識して行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。</p>

		<p>「有効性」 業務経費全体について、その運営の効率化を図るに当たり、常に経費削減を意識して業務運営を実施することは法人として当然の責務であり有効な施策である。</p>
2 外部委託の推進	A	<p>外部委託の推進については、以下の例に示すとおり、外部委託を推進することにより、業務の効率化を図り、また、コア・コンピタンスの蓄積に配慮したことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展（新宿西口展）の展示や講演会等について、会場設営、講演会等の運営については、専門的知識や企画アイデアを持つ外部委託先に委ねる一方、事業のコアとなる部分については、基金がこれまで蓄積しているノウハウを活用することで、効率的に事業を実施し、コア・コンピタンスの蓄積についても配慮した。</p> <p>(2) 特別給付金支給業務の電話対応及び事務処理業務については、外部委託をすることにより、外部のノウハウを活用して、電話相談や請求書類に係る処理業務の効率的な実施が可能となった。また、受託事業者から情報提供を受け、対象者等からの意見を整理し、コア・コンピタンスの蓄積に配慮した。</p> <p>「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>
3 組織運営の効率化	A	<p>組織運営の効率化について、以下の取組により、特別給付金支給事務に対応した追加・機動的な人員配置を実施し、結果として56千件の認定実績を上げたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 4月当初は、9月末の解散に向けた業務の縮小に伴う人員削減を行うため、退職職員等の補充を行わず</p>

		<p>3人の削減を実施。</p> <p>(2) シベリア特別措置法成立・施行に伴う10月からの新規事業の発生に対して、事業部を2参事制に組織再編するとともに、総務部から事業部に2名振替を行い、追加・機動的な人員配置に努めた。組織全体では4月当初に比べて2名の増員に抑えた。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び追加・機動的な人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>
4	随意契約の見直し	<p>A</p> <p>随意契約の見直しについて、以下の理由により、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日策定)をホームページへ公表し、当該計画に基づいて取組を実施した結果、20年度と比べ、契約全体に対する随意契約の割合が、件数・金額ともに減少し、第3回契約監視委員会でも見直しの必要性はないとされた。</p> <p>(2) 一般競争入札については、第3回契約監視委員会を開催し、見直しの必要性はないとして、契約監視委員から承認を得た。</p> <p>(3) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告及び質疑に関する説明を実施している。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p>

			<p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2		
提供するサービスその他の業務の質の向上	1	B	<p>資料の収集については、以下のとおり、重要な関係資料の収集及び寄託から寄贈への切替えのいずれについても、達成目標に対して一定の努力をしていることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 9月の業務終了を控え、必要に応じて未収集の重要な関係資料に重点を置いて収集する方針を取り、資料収集件数は結果として0件であったものの、関係団体にも協力を依頼、平和祈念展示資料館を受付窓口として効率的な収集に努めた。</p> <p>(2) 平成22年において、寄託者26名(333件)に対し、文書又は電話により寄贈への切替えを依頼し、6名(38件)から寄贈承諾書を得ることができ、1名(152件)に資料を返還した。結果的に、寄贈承諾を得ることができなかった寄託品(19名(143件))が生じたものの、これらについては、22年10月以降、基金が存続することになったことから、引き続き基金において、寄贈切替え手続きを継続することとした。なお、資料整備等検討委員会の外部委員から寄託品制度を残すべきという意見を事前にいただいたため、同委員会は開催しなかった。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくために必要な業務である。近年は、関係者の高齢化に伴い、関係資料が散逸していくことが危惧される状況であるため、特に実施する必要性が高い。</p>

上		<p>「効率性」 資料の収集について、平和祈念展示資料館での受付とともに関係団体への協力要請を行うことは、経費の節減を含めて効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには関係資料は不可欠の要素であり、関係資料を一体的に収集・保管・展示することは設立目的を達成するために有効な手段である。</p>
	(2) 資料の保管	<p>B</p> <p>資料の保管については、以下のとおり、良好な保管環境のもと、概ね適切な保存措置が講じられていると言えることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別企画展、平和祈念展（新宿西口展）等が開催されたため、使用頻度の高い展示資料の一部などにおいて、指定された収納場所に収納されていない管理状況となっているものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあった。</p> <p>(2) 平和祈念展示資料館での展示品を除く多くの資料は、良好な保管環境を維持するため、美術品保管専用倉庫等において保管されており、平和基金の所有する資料は22年9月末をもって、総務省に移管した。</p> <p>(3) 資料については、種類ごとに適切な保存措置を講じ、定温、定湿の倉庫に保管されている。また、燻蒸処理や劣化防止措置等も実施されている。</p> <p>(4) 資料の電子データ化については、データ入力を完了し、9月末に総務省にデータを引き継いだ。なお、実物資料の画像化については、実施状況が72%となっている。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには、体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要である。</p> <p>「効率性」 収集された実物資料等の移管業務を円滑に行うために、実物資料等の電子データ化は管理上欠かせない効率的な作業である。</p>

		「有効性」 収集している資料は、関係者に対し慰藉の念を示す基金にとって、重要かつ貴重な資料であるため、適切な措置を講じ、保管することは本来目的を達成するために有効な手段である。
(3) 資料の展示	A	<p>資料の展示については、以下のとおり、それぞれの項目について定められた達成目標に対して、その多くが十分達成していると言えることから、全体として「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展示資料館では、特別企画展を3回連続して開催するなど展示内容の充実を図るとともに、広報の実施、説明員による積極的対応、月曜休館日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置、リピーターに対する各案内状の送付等を実施した結果、上半期の入館者数が29,388人となり、目標である33,000人に対し、89.1%の達成率となった。なお、中期目標で定められた平成20年4月～22年9月までの2年6か月間での入館者数13万人以上に対し、入館者数は126,928人、達成率97.6%。</p> <p>(2) 特別企画展開催中に入館者数を前年の同期間に入館者数と比較すると、2.3%の増加率となった。また、講演会等（フォーラム、シンポジウム、朗読会）の開催によって、平和祈念展示資料館の入館者数が前年同時期の入館者数の約2倍となった。</p> <p>(3) 平和祈念展（新宿西口展）を、終戦記念日の8月15日を含めて8月10日～15日までの6日間開催した。視覚的効果のある写真、パネル等を中心に3問題に関する展示を実施したこと及び終戦記念日前後は国民の戦争犠牲に対する理解と関心が高まる時期ということもあり、開催期間中の入場者は、56,832人となった。</p> <p>また、平和祈念展（新宿西口展）の開催中、開館時間の延長や、鬼太郎の携帯クリーナーの配布、鬼太郎と目玉オヤジの看板による平和祈念展示資料館までの誘導等を実施した。1日当たりの平均入館者数は605人（期間中（6日間）の平和祈念展示資料館の入館者数は3,628人）となり、平和祈念展（新宿西口展）開催期間を除く8月の1日当たりの平均入館者数259人と比較して、2.3倍の入館者数となった。</p> <p>(4) 地方展示会を6回開催した。</p> <p>(5) 平和祈念展示資料館のほか、平和祈念展（新宿西口展）、シンポジウム、フォーラム、朗読会においてそれぞれアンケートを実施し、全てのアンケートで過半数の方から満足の回答を得た。アンケートの結果を踏まえ、特別企画展においてキャプションの規格・印字サイズを大きくするなどの対応をした。</p>

		<p>(6) 関係資料の貸出しに関しては、展示業務が終了する9月末までに返還することを条件に、2か所、合計193点の貸出しを実施した。</p> <p>「必要性」 関係資料を展示することにより、関係者の労苦を広く国民に周知することは、「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示すこと」を目的としている基金にとって必要な業務である。特に年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて必要なことであるとする。</p> <p>「効率性」 平和祈念展示資料館、特別企画展、講演会等及び平和祈念展（新宿西口展）を連携し、企画、開催を行うことは、これらを一括で交通広告をするなど広報経費を含め、総経費を節減することにつながり、効率的な実施方法である。</p> <p>「有効性」 関係資料を一体的に収集・保管・展示することは、関係者の労苦を広く周知するという基金の設立目的の達成のために有効な手段である。</p>
<p>(4) 基金解散後の資料等の在り方</p>	<p>C</p>	<p>資料等の移管について、以下のとおり、総合情報データベースシステムについては適切に国へ移管したものの、実物資料の一部について、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど円滑に移管したとは言えない状況が見受けられた。</p> <p>(2) 美術品専用倉庫に保管されていた実物資料や図書資料は、総合情報データベースシステムの資料データ管理システム又は図書システムにデータとして整備し、これらシステムについて、ハードウェア（サーバー）及び基盤ソフトウェアの更新、移管資料の取込み等を行い、総務省へ引き継いだ。</p> <p>「必要性」 法人文書及び関係者から寄贈された実物資料について、総合情報データベースシステムを整備することは、円滑かつ確実な引継ぎのため必要である。</p>

		<p>「効率性」 総合情報データベースシステムを構築することは、国に資料を一覧性をもって整理した上で、適切に引き継ぐことができるという観点から効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 実物資料は貴重な関係資料であることから、円滑かつ確実な引継のため、データとして整理することは有効な取組である。</p>
(5) インターネット資料館の運用	A	<p>インターネット資料館の運用については、以下のとおり、広く国民に資料を公開することができたことから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) インターネット資料館は 22 年 4 月に開設し、9 月末までの 6 か月間のアクセス件数が 193,131 件に達した。</p> <p>(2) 9 月末には、データを国へ引き継いだ。</p> <p>「必要性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、より広く公開するため必要なものである。</p> <p>「効率性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、身近に利用でき、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために効率的といえる。</p> <p>「有効性」 インターネット資料館は、平和祈念展示資料館に来館できない国民に対し、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために身近で利用できるものであり、かつ若者に対する意識を広げるためにも有効な手段である。</p>
2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 出版物等の活用	A	<p>出版物等の活用については、以下のとおり、出版物を広く頒布し閲覧の用に供するとともに、啓発ビデオについても上映会を実施するなど積極的な活用を図ったことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 基金の慰藉事業として、関係者の労苦について理解を深めてもらうため、「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」を刊行し、図書館、学校等に配布。「遥かなる紅い夕陽」は増刷して、他の出版物とともに平和祈念展示資料館、平和祈念展（新宿西口展）で頒布を実施。</p>

		<p>(2) 基金制作の啓発ビデオ映像を、平和祈念展示資料館のビデオコーナーで4月から9月まで定期的に1日7回上映したほか、新企画として基金が開催した「平和の尊さを語り継ぐ集い」の樹木希林さんの朗読会の様子を改めてビデオ上映し啓発に努め、ビデオ鑑賞者からは、樹木希林さんの朗読によって当時の引揚げの様子が手に取るように分かってよかったとの感想を頂いた。更に新企画として、基金所有のものや借上げた3問題に関する5作品のビデオ上映会を開催する等、積極的な活用を図った。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布事業は関係者の労苦を後世の世代に語り継ぐ事業であり、関係者の労苦についてその事実を記録に留め、その成果を出版物として刊行し、広く国民に周知することの必要性は高い。</p> <p>「効率性」 出版した印刷物を、図書館等へ提供したこと、ホームページで公開したこと、一般の閲覧に供したこと、一部の刊行物を基金の平和祈念展示資料館及び平和祈念展（新宿西口展）等で自由頒布したことは、関係者の労苦を、平和祈念展示資料館に来館された方だけではなく印刷物等を閲覧した方等も含め、広く国民に周知するのに効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 3問題の慰藉事業を推進するに当たり、国民の理解を深めるための情報を発信する手段として、出版物やビデオ、ホームページ等の多様な情報発信源を活用することは有効な方法である。</p>
<p>(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催</p>	<p>A</p>	<p>戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、以下のとおり、達成目標に沿って、計画的かつ効率的に実施したことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体へ委託して開催し、7会場において843名の参加があった。</p> <p>(2) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」の開催に当たっては、全ての地方展示会（6カ所）と同時開催して効率的な運営を実施した。</p> <p>「必要性」 地方において「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を開催して関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承する基金の目的に照らして、必要不可欠な施策である。</p>

		<p>「効率性」 関係団体が行う関係者の労苦を広く周知する地方展示会の開催期間中に「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を同時開催する等、連携を取った運営をすることは、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象として関係者の労苦を広く周知するためには、関係者による全国各地でのこのような地道な活動が有効である。</p>
(3) 語り部の積極的活用	A	<p>語り部の積極的活用については、以下のとおり、数値目標に対する達成率は高いものの、昨年度と比べて大きな改善はなかったことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平和祈念展示資料館に「語り部」を延 40 人以上配置する計画に対し、延 66 人（去年は延 62 人）を配置し、達成率は 165%となっている。</p> <p>(2) 「語り部事業」は、実際に戦争を体験し、大変な労苦をされた方の話を直接聞くことができ、戦争の悲惨さ、恐ろしさを実感することができたことはよかったなど、来館者に好評であった。</p> <p>「必要性」 関係者の労苦を広く国民に周知するためには、平和祈念展示資料館に語り部を配置し、来館者に対し、体験談によって深い感銘を与えることは、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 「語り部事業」は、関係者の労苦を広く国民に周知するに当たり、3 問題の関係者に「語り部」を依頼しており、外部の能力を活用した効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 「語り部事業」は、単に資料を展示するだけでなく、実体験を生の声で語りかけることにより平和祈念展示資料館入館者に対し、その体験談から深い感銘を与える声の展示品であり、関係者の労苦を後世に継承するためには、有効な施策である。</p>
(4) 催し等への助成	A	<p>催し等への助成については、以下のとおり、達成目標に沿って助成を行うことができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) (財) 全国強制抑留者協会に対して、中央慰霊祭、地方慰霊祭及びシベリア慰霊現地訪問経費について助成。</p>

		<p>(2) 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金の執行について、戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領に基づき、申請を承認し、実績の報告を受けており、適切に指導、監督を実施。</p> <p>「必要性」 関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成されている関係団体に助成することは、より関係者の心情に沿った事業が実施できるようになることから、効率的である。</p> <p>「有効性」 全国規模で参加者を公募して実施される「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」等は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施に資するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>
3 特別記念事業	A	<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立・移管については、以下のとおり、達成目標に沿って、22年7月までに建立し、同年9月末に国へ移管することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 設置場所である千鳥が淵戦没者墓苑横の整備や慰霊碑の碑銘揮毫の著名な書道家への依頼などの手配等を行い、22年4月に慰霊碑の制作設置工事と慰霊碑広場の造園工事を分けて発注し、目標の7月末までに工事を完了し、関係行政機関と十分調整の上、9月30日、国に移管した。</p> <p>(2) また、戦後強制抑留者及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができた。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして必要な施策である。</p> <p>「効率性」 関係者の労苦を広く国民に理解してもらうとともに関係者に対する慰藉の念を示すことを目的に慰霊碑の建設を推進することは、慰藉事業として効率的な事業である。</p>

		「有効性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして有効な施策である。
4 特別給付金支給事業 (1) 特別給付金の支給	A	<p>特別給付金の支給については、以下のとおり、法案立案時の推計対象者数の90%以上の方からの申請を受け付け、そのうち80%以上の方に支給することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 法案立案時の推計による対象者数 67,000 件に対して、平成 22 年度における特別給付金の請求受付件数は 62,277 件に及び、事務処理体制を拡充する等により 56,448 件について認定、うち 51,802 件に支給した。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給に合わせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業に対し、特別給付金の受給者から手紙、電話により「念願の給付金の支給を受けることができた」等の多くの感謝の気持ちが寄せられており、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p>
(4) 特別給付金支給事業実施の周知	A	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、以下のとおり、さまざまな広報を展開した結果、平成 22 年度で法案立案時の推計の90%以上の方からの申請を受け付けたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金支給事業の実施に当たり、さまざまな広報を展開することにより対象者へのきめ細かい周知を徹底し、請求の促進を図った。</p> <p>(2) その結果、平成 22 年度における特別給付金の請求受付件数は、法案立案時の推計による対象者数 67,000 件に対して、62,277 件に及んだ。このうち、約8千件は、特別慰労品を受けなかった方からの請求である。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、一人でも多くの対象者に特別給付金を支給するためには、さまざまな広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することが必要である。</p>

		<p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するためには、広報媒体を特定せず、新聞、ラジオ、地方自治体等へのポスター・パンフレットの頒布等を行うことは、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 対象者が高齢であることから、特別記念事業の特別慰労品を受けた方に、直接「特別給付金請求のご案内」を送付するほか、さまざまな広報を展開することによって申請の促進を図ることは、有効な施策である。</p>
<p>(5) 特別給付金の支給のための準備</p>	<p>C</p>	<p>特別給付金の支給のための準備については、以下のとおり、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るために種々の事前準備は行ったものの、十分ではなかったことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 一人でも多くの対象者に、早期の申請を促すため、特別記念事業において特別慰労品を受けられた方に、直接「特別給付金請求のご案内」を送付した。また、上記以外にも、平成22年6月16日以降、請求書の送付依頼のあった約1,800人に対して同様の案内を送付した。</p> <p>(2) 特別給付金支給システムを開発したが、設計が十分でなかったため、当初はスムーズな処理ができなかった。</p> <p>(3) 基金職員及び受付入力業務の委託業者に対する事前研修、コールセンターに対する高齢者への応答に配慮した指導、高齢者の記入負担を少しでも軽減させるための簡易請求書等の取組など、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るための事前の準備は行ったものの、十分ではなかった。また、受付当初に膨大な申請が集中する状況を想定せず、十分な業務フローを構築することができなかった。このため、当初の認定に遅れが生じた。</p> <p>「必要性」 事務処理体制を整えるとともに、早急かつ確実に準備事務を行うことは、特別給付金の認定事務の迅速化、かつ円滑化を図るため、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 認定のため必要とする資料等を事前に準備することは、認定事務を効率的に進める上で重要な施策である。</p>

		<p>「有効性」 高齢な請求者のために認定業務の迅速化は不可欠であり、そのための十分な事前準備は有効な施策である。</p>
(6) 標準審査期間の設定	C	<p>標準審査期間の設定については、以下のとおり、準備不足等から標準審査期間内に処理ができたものは20%程度にとどまったが、短期間に申請が集中したため事務処理体制の拡充等を行い、年度内には多くが速やかに処理されるようになった結果、総申請者の90%以上の方に認定できたことを勘案し、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 平成22年度末における標準審査期間内の処理実績は、1か月とするものについて、23.3%、3か月とするものについて、24.6%であった。</p> <p>(2) 標準審査期間内に処理できなかった要因は、事務処理のフローと処理体制を事前に確実に構築することができなかったことや、システムの設計が十分行えなかったことのほか、平成22年10月25日から11月10日までの2週間余りの間に膨大な申請（22年度内の総申請件数62,277件の67.4%）があったことが挙げられる。なお、中には、資料の不備、請求書の記入洩れのケース、申請者に同姓同名者がいらっしゃるケースや帰還後に改姓したケースなどもあった。</p> <p>(3) 上記(2)に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充して対応したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を整えさせるなどの措置を講じたことにより、年度内には多くが速やかに処理されるようになり、22年度（開始から5か月余りの間）における認定件数は、最終的には、56,448件となり、総申請者の90.6%の方に認定した。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、請求者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p>

		「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、的確な業務運営に資する有効な施策と認められる。
(7) 申請者への通知	A	<p>申請者への通知については、以下のとおり、速やかに送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金の該当者 56,448 人に対して認定通知書を送付し、非該当者 63 人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。</p> <p>(2) 認定通知書は、認定後、内閣総理大臣の書面を同封し1 週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後速やかに送付した。</p> <p>「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知すべきことは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。</p> <p>「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点において処分の効力が生じることとなることから有効な手段である。</p>
5 その他の重点事項 (1) 効果的な広報	A	<p>効果的な広報については、以下のとおり、さまざまな手法により広く一般の方に対して周知を図ることができたことから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) 目標に掲げられている4 媒体を利用した広報（交通広告、新聞広告、ポスター、既参加者への案内等）については、予定どおり実施している。交通広告については、平和祈念展示資料館において、特別企画展開催時のゴールデンウィーク、夏休み期間に的を絞って約1 ヶ月間の実施。1 広告媒体に複数の内容を盛り込むなど効果的な広告が実施されている。アンケート調査では、約半数が交通広告を見て来館と回答。</p> <p>(2) ホームページで特別企画展等の新着情報を提供する等の広報活動のほか、平和祈念展示資料館が入居している新宿住友ビルの入居企業を訪問して、基金及び平和祈念展示資料館のパンフレットを配布し、来館要</p>

		<p>請を行う等積極的に広報活動を実施。</p> <p>「必要性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと。」の具体化を図るというものであり、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 基金が実施している慰藉事業を周知するために、様々な媒体を利用して広報することは、効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面も有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>
<p>(2) ホームページの充実</p>	<p>A A</p>	<p>ホームページの充実については、以下のとおり、新たにインターネット資料館を開設したことにより、目標を大幅に上回ったアクセス件数を得たほか、内容の充実などに適宜努めたことから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) アクセス件数については、上半期のアクセス件数 38 万件以上とする目標に対して、579,544 件で 153% を達成している。4 月から運用を開始したインターネット資料館は、平和祈念展示資料館の紹介をしており、基金ホームページとの相乗効果があったことから多くのアクセスがあった。</p> <p>(2) 「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」の全文を電子データとして掲載する等、内容の充実を図った。</p> <p>(3) 特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報について掲載し入館者の底上げを図ったほか、平和祈念展示資料館の休館のお知らせ、入札の新着情報を掲載するなどして、適時適切な情報提供ができるよう努めた。</p> <p>(4) 22 年 10 月に基金ホームページを全面的に更新し、特別給付金の支給情報等を中心に適宜提供を行った。</p>

		<p>「必要性」 ホームページは、設立目的等の基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深めるために必要な施策である。現在は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」 基金や平和祈念展示資料館のホームページは、特別企画展等の参加申込などの丁寧な情報提供を行うことにより、単に若者のみでなく広く国民向けの広報サイトとして広く利用に供されることになることから、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 ホームページは、基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深める手段として有効である。現在は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように内容の充実を図ることは有効である。</p>
(3) 地方公共団体との連携	A	<p>地方公共団体との連携については、以下のとおり、特別給付金支給事業の実施に当たって緊密な連携を図ることができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 都道府県を含めて1,822の政令市、全市区町村に対し、法律の概要等を送付し、自治体の広報誌への掲載などの協力要請を行うと同時に旧軍人等の本邦帰還日調査の協力を依頼している。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方自治体に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別給付金支給に当たって、支給対象者の身近にある地方自治体に情報提供をしたり、広報を依頼することや、陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請し、確認の作業をしてもらうことは効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方自治体に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>
(4) 関係資料館との連	C	<p>関係資料館との連携については、以下の事例にとどまったため、「目標をある程度達成しているが改善の余地が</p>

携		<p>ある」と評価できる。</p> <p>(1) 全国各地の関係資料館との間でお互いにパンフレット、リーフレット等を備えたほか、ホームページの相互リンクや、出版物、DVD、ポスター、チラシの送付などを行い、関係資料館との連携に努めた。</p> <p>(2) 基金の専門委員を「舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会」のオブザーバーに就任させることに同意し、舞鶴引揚記念館の運営検討に協力する連携を行った。</p> <p>「必要性」 運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは、展示会や講演会等の内容充実に資することとなり、ひいては関係者に慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 類似の関係資料館との連携を図って協力関係を維持しておくことは、基金の慰藉事業を行うために効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金の本来目的である慰藉事業を実施していく上で、運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは有効な施策である。</p>
(5) 基金記録史の作成・掲載	A	<p>基金記録史の作成・掲載について、以下のとおり、資料を収集し、ホームページに掲載していることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 基金の事業の実績等を経緯編として整理し、平成21年度に実施した運営委員会等の会議開催の記録や関係規程を整理したものを、逐次、基金ホームページの「基金記録史（暫定版）」に追加掲載して、国民に情報提供を行っている。</p> <p>「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を整理し、後世に伝えることは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を基金記録史として整理し、基金のホームページに掲載することは、広く国民に周知する手段として効率的である。</p>

			<p>「有効性」 2年後の解散に向けて、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を逐次整理しておくことは、後世に記録を引き継ぎ、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効な手法である。</p>
財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおり、安全かつ適切な管理・運用のもと実施されていることから、「目標を十分に達成」と評価できる。</p> <p>(1) 運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の政府出資金の運用収入は予算額を上回る 167 百万円を確保するなど堅実な資金管理に努めている。</p> <p>(2) 運営費交付金の執行率は 79%であるが、これは交通広告の見直し等の予算執行管理と一般競争入札の徹底及び人件費の抑制によるものである。また、当期純利益は 43 百万円である。</p> <p>(3) 運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された 200 億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、健全な財務運営に意を用いるべきである。また、22 年 10 月以降は特別準備金として、特別給付金事業に充てる財源であり、資金化するに当たり同様の健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」 運用資金を安全確実な運用に努めるとともに、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成し堅実な運用収入を確保する運用方法は効率的な運用と判断できる。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要なものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、健全な財務運営に意を用いるこ</p>

			とは有効な施策と認められる。
その他	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 環境対策	A	<p>環境対策については、以下のとおり、環境方針のもと、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけて、全38品目の調達目標の100%を昨年に引続き達成している。</p> <p>(2) 日常的には両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等を実施し効果も認められ、更に東日本大震災後においては、徹底した節電対策として、事務室の一部消灯と昼休み時間の完全消灯などを実施している。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>
	2 危機管理	A	<p>危機管理について、以下のとおり、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>○ 入居ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加した際に、平和祈念展示資料館の危機対応マニュアル等に基づいて訓練等を行い、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っている。</p> <p>「必要性」 平和祈念展示資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等の危機管理体制の充実及び職員意識の向上は必要なことである。</p>

		<p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、日頃から危機管理の意識を高めておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的である。</p> <p>「有効性」 平和祈念展示資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等により危機管理体制を充実し、職員意識を向上させておくことは災害発生時の被害を最小化するために有効な施策である。</p>
3 職場環境	A	<p>職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、ハラスメントについて、管理を徹底し、配慮に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについては、防止の取組に係る会議の開催、職員への周知の実施、女性相談員の配置、相談体制の整備を行う等、管理を徹底。</p> <p>(2) メンタルヘルスについても会議を開催し、注意を喚起。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p> <p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの取組について、職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p>
4 内部統制・ガバナンス強化	A	<p>内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおり、理事長を中心として、内部統制・ガバナンスの強化に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 職務の遂行に当たって、法令、規定等の遵守に万全を図るとしており、基金では特別給付金支給業務について、理事長主宰のもと22年11月18日から23年3月末日まで毎日全体会議を開催して組織一丸とな</p>

		<p>って対処している。これは、新理事長の発想に基づくもので、「発生した問題は、その日のうちに解決する。」とする問題即決型手法である。</p> <p>(2) to do リストの作成と業務の確認で、内部統制の現状把握と課題確認表を作成しており、未達成事項の確認と達成に向けての対応策を検討することができる体制となっている。</p> <p>(3) なお、一部の業務において、組織内の意思疎通が十分に図られておらず、平和祈念展示資料館の資料の国への移管に支障が生じたり、特別給付金支給事業において受付当初の認定がスムーズにいかなくなったりするなどの状況が発生した。</p> <p>そこで、特別給付金支給事業において、認定体制の再構築を行い事務処理体制の拡充を積極的に実施する等の早期支給の達成を阻害する要因の洗い出しを行ったことで、結果として、22 年度中に 91%の方々に認定通知書を交付する等組織全体として重要なリスクの把握・解消に取り組んだ。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、小規模な法人としては問題を先送りせず、その場で問題解決を図る即決型全体会議方式を導入することは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>
--	--	---